

佐野市介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の概要について

1. 条例を制定する背景

平成23年5月2日に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号。以下「第1次一括法」といいます。）において介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、次に掲げる基準を市町村条例で定めることとされました。

- ・指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者の員数に関する基準
- ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準

具体的には、介護保険法第115条の14第3項で、次の から までについては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとされ、 については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとされ、 については厚生労働省令で定める基準を参酌して定めるものとされています。

指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数（「従うべき基準」）

指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積（「従うべき基準」）

介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員（「従うべき基準」）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの（「従うべき基準」）

指定地域密着型介護予防サービスの事業（介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業を除く。）に係る利用定員（「標準」）

その他の事項（「参酌すべき基準」）

「厚生労働省令で定める基準」・・・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防基準省令」といいます。）

2．基準の定義

従うべき基準、標準、参酌すべき基準の定義は次のとおりです（「地方分権改革推進計画」（平成21年12月15日閣議決定）・「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定））。

(1) 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの

(2) 標準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの

(3) 参酌すべき基準

十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

「従うべき基準」については、当該基準に反することは許されません。つまり、員数で1人以上という基準が定められている場合は、1人未満とすることは許されません。

「標準」については、一定の範囲内で標準と異なる基準を定めることができます。

「参酌すべき基準」については、参酌する行為をする必要はあります。また、基準そのものは、あくまでも参考にすぎないことから、地域の実情に応じて、規定内容を検討する必要があります。

3．基準の分類

条例の作成は、指定地域密着型介護予防基準省令に規定されている「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」により行います。具体的にどの条項が、「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」であるかの振り分けは、指定地域密着型介護予防基準省令第1条に規定されています。

「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成18年厚生労働省令第36号)

(趣旨)

第1条 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の14第3項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第115条の14第1項の規定により、同条第3項第1号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第5条第1項から第3項まで及び第5項から第7項まで、第6条、第8条、第10条、第44条から第46条まで、第70条から第72条まで、附則第2条、附則第3条、附則第5条並びに附則第6条の規定による基準
- (2) 法第115条の14第2項の規定により、同条第3項第2号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第48条第1項(宿泊室に係る部分に限る。)及び第2項第2号口並びに第73条第2項(居室に係る部分に限る。)及び第4項の規定による基準
- (3) 法第115条の14第2項の規定により、同条第3項第3号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第5条第4項、第9条第1項及び第47条の規定による基準
- (4) 法第115条の14第2項の規定により、同条第3項第4号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第11条第1項(第64条及び第85条において準用する場合を含む。)、第12条(第64条及び第85条において準用する場合を含む。)、第33条(第64条及び第85条において準用する場合を含む。)、第37条(第64条及び第85条において準用する場合を含む。)、第53条、第67条第2項、第77条及び第88条第2項の規定による基準
- (5) 法第115条の14第2項の規定により、同条第3項第5号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第73条第1項及び第2項(入居定員に係る部分に限る。)並びに附則第7条の規定による基準
- (6) 法第115条の14第1項又は第2項の規定により、同条第3項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

4. 条例案の策定方針

- ・原則として、指定地域密着型介護予防基準省令で定める基準を全て条例で規定する条文案としました。
- ・地域密着型介護予防サービスの種類も多く、条数も多数にわたることから、条文の内容理解と検索の便宜のため、指定地域密着型介護予防基準省令と同様に、本則を章節款に区分し、目次を設けました。
- ・本市の実情を踏まえ必要に応じて、指定地域密着型介護予防基準省令とは異なる独自の内容を規定しました。
- ・細目的な内容については、規則や市長の決定に委任したものがああります。
- ・原則として、指定地域密着型介護予防基準省令に合わせた条文としていますが、表現が不明瞭な部分については、適宜修正しました。

5. 独自規定の概要

第3条（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）：参酌すべき基準

第3条第2項において、地域密着型介護予防サービス事業者は市及び他のサービス事業者と連携をする努力義務について規定していますが、「地域包括支援センター」との連携を明確にするために、独自規定として明記しました。

第30条、第59条（非常災害対策）：参酌すべき基準

地域密着型介護予防サービス事業者に対し、非常災害時における連絡・連携体制の整備、避難訓練等について規定していますが、非常災害対策について実効性がある内容にするために、独自規定として各条を4項に分けました。

第1項で、非常災害を地震、風水害、火災その他の災害と定義し、利用者の安全確保のための対策について具体的な計画を策定する旨を規定しました。

第2項で、関係機関への連絡・連携体制及び避難誘導の体制の整備、従業者及び利用者等への周知について規定しました。

第3号で、定期的な避難訓練・救出訓練の実施について規定しました。

第4号で、定期的な計画の検証、見直しについて規定しました。

第40条、第64条、第85条(記録の整備): 参酌すべき基準

各条第2項において、地域密着型介護予防サービス事業者に対し、各サービスの提供に係る記録の整備に関し規定しており、記録の保存期間は2年間としていますが、独自規定として必要な記録は5年間としました。

また、各条に第3項を追加し独自規定として、地域密着型介護予防サービス費等の算定に係る記録についても保存期間を5年間としました。

6. 条例の施行期日

平成25年4月1日

介護保険法の一部改正の施行日は平成24年4月1日ですが、施行日から起算して1年を超えない期間内で市町村の条例が制定施行されるまでの間は、指定地域密着型介護予防基準省令で定める基準を当該市町村の条例で定める基準とみなす経過措置が設けられていますので、本条例の施行日を平成25年4月1日とするものです。